

富士宮市公共下水道事業におけるウォーターPPP導入検討に関する説明会 質疑応答一覧

No.	質問	回答
1	公共下水道事業運営の主たる部分は市が行い、それ以外の可能な事業範囲に対して、ウォーターPPPにより民間事業者に委託するという認識で良いか？	ウォーターPPPは、維持管理と更新の一體マネジメントです。ウォーターPPPの運用にあたっては、維持管理と更新に関わる業務を一体的に事業範囲に含めて、民間事業者の皆様と10年間の長期契約を締結し、民間事業者の皆様が主体となって事業を進めていただくことを想定しています。なお、更新のうち、管更生などの更新工事を事業範囲に含めるか否かは、民間事業者の皆様のご意見等を踏まえて最終的に判断させていただきたいと考えています。
2	これまで市職員が主体となって公共下水道事業を運営されてきた。今後10年間の長期契約となり民間事業者の責任の担保を考えた場合に、どのように参加資格要件等を想定されているのか？	ウォーターPPPの事業範囲には、管きょの点検・調査・清掃などの業務が含まれ多岐に渡るため、参入していただく民間事業者の皆様にはJVやSPCを構築していただくことを想定しています。長期契約となるため、懸念されているリスク分担についても、本説明会やアンケート調査を踏まえ、今年度から来年度にかけて実施方針（案）を検討していく予定です。
3	公共下水道事業に参画していくためには、例えば下水道の設計業務を実施する場合には、上下水道部門の技術士が必要となる等の資格要件が設けられる。そのような認識で良いか？	コンサルタント業務や測量業務で必要となる資格要件は承知しています。ウォーターPPPに含まれる各業務の資格要件としては、現在、個別発注している各業務で設定している資格要件が判断基準となると考えています。よって、現在、入札参加していただいている民間事業者の皆様にとっては、参加要件や資格要件の観点で課題があるとは想定していません。